

大和市法定外公共物管理条例 (平成15年3月28日条例第8号)

最終改正:

改正内容:平成15年3月28日条例第8号 [平成15年4月1日]

○大和市法定外公共物管理条例

平成15年3月28日条例第8号

大和市法定外公共物管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の管理に属する法定外公共物の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定外公共物 指定外水路及び認定外道路をいう。
- (2) 指定外水路 河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用される河川、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条に規定する下水道及び大和市水路に関する条例(昭和43年大和市条例第35号)第2条第1項に規定する水路以外の水流、水面及び水路敷地で、市が所有権に基づいて管理するものをいい、指定外水路の附属物を含むものとする。
- (3) 指定外水路の附属物 せき、水門、堤防、護岸、床止めその他指定外水路に附属して公共の用に供する工作物をいう。
- (4) 認定外道路 公共の用に供する道(道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。))第3条各号に掲げるものを除く。)で、市が所有権に基づいて管理するものをいい、認定外道路と一体をなす施設又は工作物及び認定外道路の附属物を含むものとする。
- (5) 認定外道路の附属物 認定外道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。

(行為の禁止)

第3条 法定外公共物においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損壊すること。
- (2) 車両、土石、じんかい、汚毒物その他これらに類するものを投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

(行為の許可)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 法定外公共物の敷地又はその上部若しくは下部に、施設又は工作物を新設し、又は改築し、その法定外公共物の敷地を占有すること。
- (2) 法定外公共物の敷地を掘削し、盛土し、又は堤防、護岸その他法定外公共物の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。
- (3) 土、石又は砂利を採取すること。
- (4) 指定外水路に流水させ、又は指定外水路から取水するため、施設又は工作物を設置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が法定外公共物の保全又は管理のため特に必要と認めること。

2 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可の際、条件を付することができる。

(許可の期間)

第5条 前条の規定による許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、3年以内とすることができる。

(占用料の納付)

第6条 第4条第1項第1号に規定する行為について許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、占用料を納付しなければならない。

2 占用料の額は、大和市道路占用料徴収条例(昭和28年大和町条例第3号。以下「占用料徴収条例」という。)第2条に規定する占用料の額とする。

(占用料の還付)

第7条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が占用の期間内に第12条の規定により占用の許可を取り消し、若しくは部分を定めて占用を禁止し、若しくは制限を加えたとき又は占有者が天災その他特別の事情により法定外公共物を占有できなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(占用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業が公共の用に供す

る目的で占用するとき。

- (2) 鉄道の事業のために占用するとき。
 - (3) 水道、ガス等を建築物に引き込むための導管を設けるために占用するとき。
 - (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設けるために占用するとき。
 - (5) 街灯、防犯灯等を設けるために占用するとき。
 - (6) 居住の用に供する建築物の敷地が指定外水路を占用しなければ、当該居住の用に供する建築物の敷地から道路への出入りができない場合で、当該道路に出入りするための通路等を設置するとき。
 - (7) 農業生産の用に供するための通路等を設置するとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- (準用)

第9条 占用料徴収条例第2条、第3条及び第6条の規定は、法定外公共物の占用料の徴収等について準用する。
(占有者の義務)

第10条 占有者は、占用期間中その占有物件を保護し、占有によって生じた危害に対する責任を負い、又は占有により生じるおそれのある危害を防止若しくは予防しなければならない。
(権利譲渡の禁止)

第11条 占有者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
(許可の取消し及び変更)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、その行為を中止させ、必要な処置を指示し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又は許可条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、占有者に対し前項に規定する処置のほか、法定外公共物の部分を定めてその占用を禁止し、又は制限を加えることができる。この場合において、市長は、その旨を占有者に通知しなければならない。
- (1) 法定外公共物に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 法定外公共物の保全又は管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない必要が生じたとき。
- (原状回復)

第13条 占有者は、許可の期間が満了したとき又は許可の期間満了前に占用を必要としなくなったときは、市長に届けて指示を受け、直ちに自己の費用をもって原状に回復し、検査を受けなければならない。この場合において、占有者が原状回復しないときは、市長が代わってこれを行い、費用を当該占有者から徴収する。
(損害賠償)

第14条 法定外公共物に損害を生じさせたときは、市長の定めるところに従い、補修し、又はその損害を賠償しなければならない。
(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(大和市水路に関する条例の一部改正)
 - 2 大和市水路に関する条例の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
-